

第173号

くらしのウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー8月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

大崎市市内において

詐欺の予兆電話が発生しています。



親切に教えてくれるのは、



詐欺だからかも？

給付金・還付金詐欺にご用心！

給付金や還付金をだまし取ろうとする悪徳業者が増えています！市区町村や省庁などが以下のようなことを行うことは絶対にありません。

- 受給にあたり手数料の振込みを求める。
- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いする。
- メールを送り URL をクリックして申請手続きを求める。

絶対に教えない！渡さない！

- 通帳 キャッシュカード
- 暗証番号 口座番号
- マイナンバー

心配だなと思ったら
遠慮なくご相談ください！

消費者ホットライン
188
い や め

大崎市役所に市民のみなさんから「『還付金があります。』という電話を受けた」という問い合わせが多数寄せられています。詐欺の予兆電話が市民のみなさんのお宅にきていると思われる。不審な電話に注意しましょう。

消費者庁 HP「こんなケースにご用心」より引用

消費生活関連

8月中にウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「一軒家かどうか確認したい。」と聞かれたが, 断ったところ「商品販売するとかではない。」と言われたが断った。
- ・「勧誘ではありません。」「現在契約中の保険に無駄が無いか聞きたい。」という電話があった。
- ・光熱費の削減を勧める電話があった。
- ・火災保険の内容を聞かれ, 新しい火災保険を案内する電話だった。
- ・生命保険の見直しを勧める電話があった。



その他

- ・自宅へ宗教を勧誘する訪問があった。

新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや

悪質商法には注意が必要です。

国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル(通話料無料)で、ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについて相談を受け付けます。

○最近の相談事例○ New !

- 「自衛隊大規模接種センター」というところからメールが届き不審なサイトに誘導された。
- 大規模接種会場の予約情報を尋ねる不審な電話がかかってきた。
- 「ワクチン受付中」という内容のSMS(ショートメールメッセージ)が届いた。
- ウェブサイトでワクチン接種を申し込んだが, 不審なサイトだったのではないかと。
- 「ワクチン接種の予約代行をする」と市職員を名乗った人が訪ねてきた。詳しく質問しようとしたところ, ごまかして帰って行った。
- 接種の予約をしていないのに, 「ワクチン接種の説明に行く」と電話があり, 個人情報の確認をされた。

今後, 新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。



国民生活センターHP より引用

食品の品質表示

8月中にウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈8月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	茄子	名称・産地	20	有	22
		西瓜			無	0
	水産物	魚	名称・産地	20	有	22
		畜産物			牛肉	無
加工食品		チーズ	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	10	有	10
					無	0

◆報告

- ・スーパーの店頭にて天候により、野菜入荷が少ない旨の表示がありました。
- ・お盆明け、きゅうり 1 本 78 円と高値になってきた。以前は 1 本 38 円、48 円で販売されていた。
- ・店舗で他県産のアスパラを購入したが、2 回とも硬くて、半分くらいしか食べられなかった。
- ・●●県産桃と大きく表示してあったが、値札のところには××県産と印字されていた。2 回続けて同じ表示で販売されていたが、その後、××県産と修正されていた。

注意喚起情報

- Q: 簡単に痩せるために健康食品を利用したいです。
- A: 食事のコントロールも運動もせずに、健康食品だけで楽に痩せることはありません。
- Q: 宣伝・広告にある効果は信用してもよいですか？注意するポイントはどこですか。
- A: 宣伝・広告は一部の効果が強調されている場合があります。通信販売の場合、注意事項が目立たないように記載されている可能性がありますので、注意が必要です。キャッチコピーだけでなくパッケージの表示をしっかりと確認しましょう。

消費者の皆さま ご注意ください！

簡単に痩せられると宣伝する
いわゆる「**ダイエット健康食品**」で
多くの健康被害が報告されています。



国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所ウェブサイト
記事: 国内外で注意喚起された健康食品による健康被害の特徴

体調が優れない場合は、使用を中止し、
すぐに**医療機関や保健所**にご相談を！

【問合せ先】 電話 03-3507-8800(代表)

消費者庁 消費者安全課・表示対策課食品表示対策室

～編集後記～

県内では新型コロナウイルス感染症対策として9月12日まで「緊急事態措置」が、その後、9月30日までは「まん延防止等重点措置」が適用され、時短営業及び酒類提供の停止や時間制限などの対策が行われて来ました。10月1日から10月31日まではリバウンド防止徹底期間となりますが、今後の新型コロナウイルス感染拡大については、まだまだ予断を許さない状況です。お店での会食では感染予防に努めることはもちろんですが、消費者として旅行や冠婚葬祭などの契約をする際には、キャンセル等の規定等を確認する必要があります。自己都合でのキャンセルの他に感染症拡大の影響を受けてのキャンセルなどが想定されるため、それぞれの場合についてどのような取り決めになっているのか、十分確認しましょう。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

～令和3年度 第1回 消費生活講座を開催しました。～



※ 令和3年8月23日、「通信販売のトラブルを防ぐために」と題し、公益社団法人日本通信販売協会 和泉敦子氏を講師にリモート講演で開催しました。第2回は10月26日(火)「最近の葬儀サービスとお墓事情について」を開催します。

令和3年10月5日 発行